

保険検査マニュアル 新旧対照表

改定前	改定後
<p>顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p>III. 個別の問題点</p> <p>【検証ポイント】 (略)</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 顧客情報管理態勢</p> <p>① 【顧客情報管理のための組織の整備等】 個人顧客の顧客情報に関しては、その安全管理、従業者及び委託先（当該情報の取り扱いを委託する場合）の監督として、当該情報の漏えい、滅失又はき損等の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。なお、下記の規定に基づく措置の必要性との関係では、代理店も委託先に含まれるものとして理解されるべきであることに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第10条、第11条及び第12条の規定に基づく措置 ・ 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針I、II、III及び別添2の規定に基づく措置 <p>② 【情報共有についての着眼点】 第三者との間で顧客情報を共有する場合、共有に係る同意を、原則として書面による等の方法により、事前かつ適切に取得する態勢となっているか。ただし、個人顧客の顧客情報については、<u>金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第13条第6項に該当する場合を除く。</u></p> <p>③ 【機微（センシティブ）情報の利用等】 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条に規定する</p>	<p>顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p>III. 個別の問題点</p> <p>【検証ポイント】 (略)</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 顧客情報管理態勢</p> <p>① 【顧客情報管理のための組織の整備等】 個人顧客の顧客情報に関しては、その安全管理、従業者及び委託先（当該情報の取り扱いを委託する場合）の監督として、当該情報の漏えい、滅失又はき損等の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。なお、下記の規定に基づく措置の必要性との関係では、代理店も委託先に含まれるものとして理解されるべきであることに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第8条、第9条及び第10条の規定に基づく措置 ・ 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針I、II、III及び別添2の規定に基づく措置 <p>② 【情報共有についての着眼点】 第三者との間で顧客情報を共有する場合、共有に係る同意を、原則として書面による等の方法により、事前かつ適切に取得する態勢となっているか。ただし、個人顧客の顧客情報については、<u>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3-4-3に該当する場合を除く。</u></p> <p>③ 【機微（センシティブ）情報の利用等】 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第5条に規定する</p>

改定前	改定後
<p>機微（センシティブ）情報については、同条第1項各号に列挙する場合を除き、取得、利用又は第三者提供を行わないことを確保するための態勢が整備されているか。</p> <p>④（略）</p> <p>6.～8. （略）</p>	<p>機微（センシティブ）情報については、同条第1項各号に列挙する場合を除き、取得、利用又は第三者提供を行わないことを確保するための態勢が整備されているか。</p> <p>④（略）</p> <p>6.～8. （略）</p>